

地域密着型通所介護

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、要介護や要支援状態になっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービス体系として、平成 18 年 4 月に創設されました。

住み慣れた自宅や地域での生活の継続を目的としているため、原則として、当該地域密着型サービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限を持ちます。

目 次

○表 紙	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
○目 次	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
○人員に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
○設備に関する基準	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
○運営規定等の掲示について		
○運営指導での指摘事項例	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
○運営指導での指定の一部効力停止・取消し処分事例（全国）	・・・・・・・・	P7
○通所介護を提供中の利用者が併設の有料老人ホーム等の 居室に戻り休む場合（昼寝等）の取扱いについて	・・・・・・・・	P8
○事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護 以外のサービスを提供する場合		

○人員に関する基準

職 種	資格要件	配置基準
管理者	管理業務を行うために必要な知識等を有すること。	事業所ごとに専従・常勤の者1人 ※当該事業所の管理業務に支障がない場合は他の職務に従事できる。 〈チェック〉 ☐事業所ごと管理者を常勤専従で1人配置しているか ☐兼務している場合は、管理上支障がない範囲か
生活相談員	社会福祉主事の任用資格のある者 介護支援専門員 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号により定められた指定施設において、通算して3年以上相談援助、看護、介護等の業務に従事した経験のあるもの H21.3.5 宮城県介保号外	勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数を除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数 ※生活相談員の確保すべき勤務時間数には、 ①サービス担当者会議・地域ケア会議に出席 ②利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助 ③地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用 など、利用者の地域生活を支える取り組みを含めることができる。 〈チェック〉 ☐サービス提供日ごとに確保すべき勤務延べ時間≧サービスを提供している時間数 ☐資格は適切か
看護職員	看護師 准看護師	指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数 提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。 病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携により確保する場合は、看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。

		※利用定員が10人以下である場合は介護職員又は看護職員を1人以上配置 〈チェック〉 □単位ごとにバイタルチェック時など看護業務を行う時間に、看護師又は准看護師を専従で1人以上配置しているか
介護職員	適切な介護業務を行うために必要な知識を有すること。	地域密着型通所介護の単位ごとに、サービス提供時間帯に専従の介護職員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間数（提供単位時間数）で除した数が、利用者数が15人までの場合は1人以上、15人を超える場合は15人を超える部分の数を5で除した数に1を加えた数以上 ※提供時間を通じて介護職員は常に1人以上配置しなければならない。 〈チェック〉 □単位ごとに常時1人を配置しているか □生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤か □医療・福祉系の資格がない職員は認知症介護基礎研修を受講しているか ※令和3年3月末までに配置された職員は3年の経過措置期間あり。⇒令和6年3月31日まで ※令和3年4月1日以降に配置の職員は1年の猶予期間あり
機能訓練指導員	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者 （はり師及びきゅう師については、それ以外の職種の機能訓練指導員を配置した事業所で6ヵ月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）	1人以上配置 ※利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、機能訓練指導員が作成した計画をもとに、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。 〈チェック〉 □機能訓練指導員を1人以上配置しているか □資格は適切か

○設備に関する基準

必要な設備	設 備 基 準
食堂及び機能訓練室	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
相談室	部屋ではなくスペースを設けることにより対応する場合、遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮されていること。
静養室	部屋ではなくスペースを設けることにより対応する場合、遮へい物の設置等により静養に適した環境が配慮されていること。
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならない。
その他	サービス提供に必要な設備・備品等を備えておかなければならない。 サービス提供時間中に、届け出ている通所介護の提供スペースを通所介護以外の目的に使用することはできない。

○運営規程等の掲示について

指定基準において、事業所の見やすい場所（玄関等）に、**運営規程、従業員の勤務の体制、重要事項説明書**を掲示しなければならないこととなっており、令和3年度の報酬改定において、閲覧可能なファイル等で据え置くこと等が可能となりました。

どちらかの方法で利用者等が確認できるように整備する必要がありますので、まだ整備していない事業所につきましては早急にご対応ください。

また、すでに掲示等を対応いただいている場合においても、記載内容等に変更があった場合で、差し替えが行われていない場合が多く見受けられます。最新のものを掲示等していただきますようお願いいたします。

併せて、これは基準等に定めのないものですが、登米市ハザードマップについても、事業所内の見やすい場所等への掲示をお願いしております。事業所所在町域分で構いませんので、災害発生時に備えて掲示していただき、また、内容について随時更新されておりますので、最新のものを掲示していただきますようお願いいたします。（登米市ハザードマップは登米市ホームページ内に掲載されております。）

〈登米市ハザードマップ掲載 URL〉

<https://www.city.tome.miyagi.jp/somu-somu/kurashi/anzen/bosai/hazardmap/map.html>

○運営指導での指摘事項例（登米市）

【人員に関する基準】
（人員に関する基準） ・生活相談員が適切に配置されていない状況であるため、改善すること。 ・職員の出勤の状況について、事業所においてタイムカードを使用しているが、一部使用していない職員が見受けられたため、全員の出勤を確認できるよう改善すること。
【設備に関する基準】
（設備及び備品等） ・設備を利用し夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合には、開始前に届出の必要があるが、届出がされていないため早急に届出をすること。
【運営に関する基準】
（内容及び手続の説明及び同意） ・契約書や重要事項説明書において、契約日が空欄であったり、説明日・同意日・契約書作成日等の日付が逆転している等の不備があったため、改善すること。 ・契約書が適切に保管されていなかったため、文書管理を徹底し、必要な利用者の契約書の取り交わしをすること。 ・要支援（総合事業）と要介護で契約書が別となっており、介護度が変わった場合は改めて契約を取り交わす必要があるが、改めて契約の取り交わしがされていないため、改善すること。 （ハラスメントに係る方針等） ・職場において行われるハラスメントを防止するための方針の明確化等、必要な措置が実施であったため、方針を策定する等改善すること。 （掲示） ・運営規程の概要等が掲示されていないため、事業所内の見やすい場所へ掲示又は備え付けすること。 （地域との連携等） ・運営推進会議開催されていない状況のため、改善すること。 （秘密保持等） ・正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないとされており、必要な措置を講じることとなっているが、未対応となっているため、改善すること。 （苦情処理） ・利用者及びその家族から苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないとされていることから、苦情相談を受けたことがない場合でも記録簿等を整備すること。

○運営指導での指定の一部効力停止・取消し処分事例（全国）

（不正請求）

- ・宿泊サービスの利用や家族の送迎の際に送迎減算を適用しなければならないところ、満額の介護給付費を請求し受領した。

（不正請求）

- ・指定を受けた場所ではなく、関連施設である市外のサービス付き高齢者向け住宅内で通所介護に類似するサービスを提供していたにもかかわらず、指定を受けた場所で通所介護を提供していたものとして、不正に介護報酬を請求していた

（不正不当な行為）

- ・実際には勤務する予定のない介護職員をあたかも配置する予定であるかのように装うため、虚偽の人事関係書類を作成して、その提出により指定を受けた。

（不正請求）

- ・定員を超えてサービスを提供したが、その超過利用分を別の日に利用したように記録を虚偽作成し、介護報酬の請求を行い受領した。

（不正請求）

- ・看護職員の配置基準を満たさず、人員基準欠如で運営していたが、介護報酬の減算を行わずに不正な報酬請求を行った。

（運営基準違反）

- ・利用者の個人別記録等に、心身の状況や通院の記録、体調不良等サービスの利用状況を把握するために記載すべき事項を記録していない。

（人員基準違反）

- ・生活相談員の配置がない日が常態化している。

（不正請求）

- ・個別機能訓練加算Ⅰと口腔機能向上加算について、計画を作成せず、サービス提供を行わないまま介護報酬の請求を行い受領し、計画・記録等をねつ造した。

（人員基準違反）

- ・病院で常勤勤務している看護師を、指定時に通所介護の常勤の看護職員兼機能訓練指導員として届出し指定を受けていた。

○通所介護を提供中の利用者が併設の有料老人ホーム等の居室に戻り休む場合（昼寝等）の取扱いについて

平成 31 年 1 月から、中抜け算定に必要な順守すべき事項を遵守している場合は通所介護サービスの終了ではなく、当該事例に係る時間については介護報酬の算定ができないものの、その後サービスを再開した場合は、再開後の介護報酬について、いわゆる中抜け算定が可能となった。

なお、中抜け算定に必要な順守すべき事項が順守できない場合や、当初から予定されている個別計画に影響が生じる場合は、中抜け算定が認められず、自室に戻った時点でサービス終了となる。

※通所介護を提供中の利用者が併設の有料老人ホーム等の居室に戻り休む場合（昼寝等）の取扱い
（平成 31 年 3 月 22 日宮城県長寿社会政策課）

※介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて
（平成 30 年 9 月 28 日介護最新情報 Vol.678）

○通所介護事業所等の設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護等以外のサービスを提供する場合

宿泊サービスとは、介護保険法で規定する通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者が、当該指定を受けた事業所の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供するものであり、緊急時又は短期的な利用に限る。

地域密着型通所介護の提供以外の目的で、事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に地域密着型通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に市に届出を行って下さい。

届け出た内容に変更があった場合 …変更の事由が生じてから 10 日以内に市に届け出る。

宿泊サービスを休止又は廃止する場合…休止又は廃止の日の 1 月前までに市に届け出る。

宿泊サービスを再開する場合 …再開後 10 日以内に市に届け出る。

※指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について（H27 年 4 月 30 日）

注意点

☞宿泊サービスは居宅ではありません。

宿泊サービスは居宅とはみなせないため、利用者へ居宅療養管理指導等を提供することや、福祉用具貸与は認められません。

☞居宅に含むことができるものは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等があります。